

遠野市営建設工事入札参加資格者要綱

制定 平成20年遠野市告示第 132号
改正 平成21年遠野市告示第 78号
改正 平成21年遠野市告示第 130号
改正 平成24年遠野市告示第 169号
改正 平成27年遠野市告示第 52号

(趣旨)

第1条 この告示は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、市営建設工事に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「市営建設工事の入札」という。）に参加する者に必要な資格その他必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「市営建設工事」とは、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事であって、市費で支弁するものをいう。

(資格審査)

第3条 市営建設工事の入札に参加しようとする者は、参加資格に関する市長の審査（以下「資格審査」という。）を受けなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、資格審査を受けることができない。

- (1) 法第3条第1項の規定による許可を受けていない者
- (2) 法第27条の23の規定により経営に関する客観的事項の審査を受け、法第27条の29の規定により総合評価値の通知を受けていない者
- (3) 令第167条の4第1項（令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者
- (4) 令第167条の4第2項各号（令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定又は同項後段の規定に該当すると認められた日後2年を経過していない者
- (5) 第7条第2項第3号又は第4号に該当したことにより資格者名簿から抹消され、当該抹消の日から2年を経過していない者
- (6) 市区町村及び都道府県が賦課徴収すべき税、法人税又は申告所得税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- (7) 遠野市暴力団排除条例（平成24年遠野市条例第29号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者

3 共同企業体（法第2条第3項に規定する建設業者が共同請負して工事を施工するために協定を締結して結成する企業体をいう。）の資格審査については、資格者の基準を別に定める場合を除き、当該共同企業体の構成員それぞれについて資格審査を行うものとする。

(申請書の提出)

第4条 前条第1項の資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市営建設工事入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を別に定める提出期間内に市長に提出しなければならない。

2 市長は、申請書及びこれに係る提出期間を定めたときは、これを公示するものとする。

3 前条第1項の資格審査を受けようとする者で次の各号のいずれかに該当するものは、第1

項の規定にかかわらず、当該各号に定める事由の生じた都度申請書を提出することができる。

- (1) 次条に規定する資格者名簿に登載されていた者から営業又は事業の全部又は一部を承継した者
- (2) 次条に規定する資格者名簿に登載された法人が当該資格者名簿へ登載される際に所有していた営業用資産をもって設立した法人
- (3) 次条に規定する資格者名簿に登載されていた法人が他の法人と合併（当該法人が他の法人に吸収された場合を除く。）して設立した法人
- (4) 営業又は事業の一部を譲渡した者
- (5) 会社更生法（平成14年法律第 154号）又は民事再生法（平成11年法律第 225号）の適用を受けた者
- (6) 前各号に定めるもののほか、市長がやむを得ない事情があると認める者
（資格者名簿への登載）

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、資格審査を行い、申請者が市営建設工事の入札に参加する資格（以下「入札参加資格」という。）を有すると認めたときは、遠野市市営建設工事等契約予定者選定委員会規程（平成17年遠野市訓令第41号）に基づく遠野市市営建設工事等契約予定者選定委員会（以下「契約予定者選定委員会」という。）の意見を聴いて、その氏名又は名称その他必要な事項を記載した市営建設工事入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載するものとする。この場合における、当該申請者に対する資格者名簿への登載の可否の通知については、別に定める。

2 市長は、前項の規定により資格者名簿に登載することとした者について、工事の種類に関し土木工事、建築一式工事、電気設備工事、管設備工事及び舗装工事にそれぞれ区分し、並びに土木工事及び建築一式工事にあつてはA級、B級及びC級に、電気設備工事、管設備工事及び舗装工事にあつてはA級及びB級にそれぞれ等級を格付するものとする。

3 前項の工事の種類別及び等級別の発注標準額は、次のとおりとする。

（単位 千円）

工事の種類 等級	土木工事	建築一式 工事	電気設備 工事	管設備 工事	舗装工事
A級	27,000以上	45,000以上	5,000以上	3,000以上	7,000以上
B級	11,000以上 27,000未満	25,000以上 45,000未満	5,000未満	3,000未満	7,000未満
C級	11,000未満	25,000未満			

4 前条の規定による申請を行った者が県営建設工事の請負契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する規程（昭和56年岩手県告示第 412号）第4条第2項第1号に規定する県営建設工事競争入札参加資格者名簿に登載されている者であるときは、当該登載されている者を当該工事の種類に区分し、及び当該等級に格付することができる。
（資格者名簿の有効期間）

第6条 資格者名簿の有効期間は、2会計年度限りとする。ただし、2会計年度経過後新たな資格者名簿が作成されるまでの間は、前2会計年度の資格者名簿をもってこれに代えるものとする。

2 資格者名簿の有効期間途中において当該資格者名簿に追加して登載された者の有効期間は、

当該資格者名簿に登載された日から当該資格者名簿の有効期間の末日までとする。

(資格者名簿からの抹消)

第7条 市長は、資格者名簿に登載されている者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該資格者名簿に登載されている者を資格者名簿から抹消するものとする。

(1) 令第167条の4第1項(令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定に該当したとき

(2) 法第3条第3項、法第29条又は法第29条の2の規定により建設業の許可の効力が失われ、又は建設業の許可が取り消されたとき

2 市長は、資格者名簿に登載されている者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該者を資格者名簿から抹消することができる。

(1) 令第167条の4第2項各号(令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定に該当すると認められたとき。

(2) 資格者名簿に登載されている者の責めに帰すべき理由により市営建設工事の請負契約を解除されたとき。

(3) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条又は第8条の規定に違反して公正取引委員会が排除措置命令及び納付命令を行った場合であって、極めて悪質であると市長が認めるとき。

(4) 刑法(明治40年法律第45号)第96条の6の規定により逮捕された場合又は逮捕を経ずに起訴された場合で極めて悪質であると市長が認めるとき

(5) 申請書に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載しなかった場合で、悪質であると市長が認めるとき。

(6) その他著しく不正な行為のあったとき。

3 前2項の規定により資格者名簿から抹消された者は、市長が別に定める期間(前項第3号又は第4号に該当するときにあっては、2年間)が経過するまでの間、資格審査を受けることができない。

4 市長は、第1項及び第2項の規定により資格者名簿に登載されている者を資格者名簿から抹消したときは、その旨を速やかに当該抹消した者に通知するものとする。

(申請書の記載事項の変更の届出)

第8条 申請書を提出した者又は資格者名簿に登載されている者は、申請書の記載事項に変更があったときは、その都度当該変更のあった事項を市長に届け出なければならない。

(入札参加資格の特例)

第9条 第5条第2項の規定にかかわらず、市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、契約予定者選定委員会の意見を聴いて、同条第3項の表に定める当該市営建設工事の工事の種類及び等級別の発注標準額に応じ当該市営建設工事を施工することができる等級に格付けされている者より上位の等級に格付けされている者を当該市営建設工事の入札に参加させることができる。

(1) 当該年度において、設計の変更に伴い当該市営建設工事の工事費の増額が見込まれるとき。

(2) 資格者名簿の当該工事の種類に応じた等級に格付けされている者から適格者が得られないとき。

2 第5条第2項の規定にかかわらず、市長は、市長が別に定める基準を満たし、かつ、市営

建設工事の内容に適合した契約の履行を確保する必要があると認めるときは、契約予定者選定委員会の意見を聴いて、同条第3項の表に定める当該市営建設工事の工事の種類及び等級別の発注標準額に応じ当該市営建設工事を行うことができる等級に格付けされている者より下位の等級に格付けされている者を当該市営建設工事の入札に参加させることができる。

(指名競争入札に付する場合における被指名人の選定)

第10条 市長は、指名競争入札に付する場合における被指名人の選定に当たっては、資格者名簿に登載されている者のうちから、これを行うものとする。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成20年10月1日から施行する。

(遠野市市営建設工事に係る指名停止等措置要領の一部改正)

2 遠野市市営建設工事に係る指名停止措置要領（平成17年遠野市告示第94号）の一部を次のように改正する。

第1中「遠野市営建設工事入札参加資格者要綱（平成17年遠野市告示第93号）第10」を「遠野市営建設工事入札参加資格者要綱（平成20年遠野市告示第132号）第11条」に改める。

(経過措置)

3 この告示の施行の際現に改正前の遠野市営建設工事入札参加資格者要綱の規定により入札参加資格を有している者は、平成21年3月31日までの間、第5条の規定による入札参加資格を有する者とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成24年11月16日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に改正前の遠野市営建設工事入札参加資格者要綱の規定により入札参加資格を有している者は、平成24年3月31日までの間、第5条の規定による入札参加資格を有する者とみなす。

附 則（平成21年4月1日遠野市告示第78号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年7月10日遠野市告示第130号）

この告示は、平成21年7月10日から施行する。

附 則（平成24年11月16日遠野市告示第169号）

この告示は、平成24年11月16日から施行する。

附 則（平成27年3月24日遠野市告示第52号）

この告示は、平成27年3月24日から施行し、この告示による改正後の遠野市工事入札参加資格者要綱の規定は、同年4月1日から適用する。